

## 文京区部活動指導補助員配置事業実施要綱

30文教教第2456号 平成31年3月29日教育長決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、文京区部活動ガイドライン（30文教教第2445号）に基づき、文京区立学校設置条例（昭和34年4月文京区条例第13号）に規定する小学校及び中学校（以下「学校」という。）に部活動指導補助員を配置するとともに、その取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「部活動指導補助員」とは、文京区部活動指導補助員配置事業実施要綱第3条に規定する部活動指導員を補助する者をいう。

## (職務内容)

第3条 部活動指導補助員の職務は、次のとおりとする。ただし、第3号から第5号に掲げる事項については、校長の推薦があり、部活指導補助員の資質・能力、適性等を教育委員会が認めた場合に限る。

- (1) 部活動における技術指導の補助
- (2) 部活動における運営の補助
- (3) 部活動、大会、試合、コンクール等の生徒引率の補助
- (4) 部活動、大会、試合、コンクール等における生徒指導の補助
- (5) 部活動、大会、試合、コンクール等における生徒の安全管理の補助
- (6) 部活動指導に関し、教育長又は校長が必要と認める事項

## (資格)

第4条 部活動指導補助員は、心身ともに健康で、スポーツ、文化・科学的分野において専門知識を有し、原則成人である者とする。

## (配置)

第5条 教育委員会は、学校からの要請に基づき、部活動指導補助員を配置するものとする。ただし、校長が部活動指導補助員の配置を必要でないと判断した場合又は教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

## (校内体制の整備)

第6条 学校は、部活動指導補助員が指導補助を行うための計画を立案し、指導内容の充実を図ることができるよう組織体制及び指導環境を整えとともに、部活動指導員と部活動指導補助員の仕事内容の明確化、周知及び分担を行う。

## (服務)

第7条 部活動指導補助員は、この要綱及び文京区部活動ガイドラインの規定並びに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育委員会、校長及び部活動顧問の指示に従うこと。
- (2) 部活動指導補助員の信用を損なわないよう活動すること。
- (3) 職務上知り得た生徒、教員等に関する秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (4) 政治的、宗教的に中立性を保持し活動すること。

(資格の取消し)

第8条 教育委員会は、教育委員会又は校長が部活動指導補助員に前条に違反する事実があると認めた場合又は活動の中止若しくは廃止により部活動指導補助員の配置の必要がないと認めた場合は、部活動指導補助員の資格を取り消すことができるものとする。

(報酬)

第9条 時間当たり1,250円とする。

(兼務)

第10条 部活動指導補助員は、部活動指導員を兼務することはできない。

(出勤表)

第11条 部活動指導補助員は、指導時間までに出勤したときは、当該部活動指導補助員が勤務する学校の出勤表にあらかじめ届けでた印をもって、自ら押印しなければならない。

2 全項の出勤表は、各学校が別に定める様式によるものとし、各学校で管理し、及び保管するものとする。

(報告)

第12条 校長は、部活動指導補助員が配置されている部活動について毎月の指導実績を記録し、月ごとに教育委員会へ報告しなければならない。

(災害補償)

第13条 部活動指導補助員の指導上の傷害等に対応するため、教育委員会の予算において傷害保険に加入する。

第14条 この要綱に定めるもののほか、部活動指導補助員に関し必要な事項は、教育指導課長が別に定める。

付 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。